

国民年金

一部納付の承認を受けられた方へ！

保険料の納付が必要です

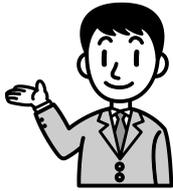
国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、一部納付（4分の1納付・半額納付・4分の3納付）が承認された方は、保険料を納付されないと未納期間と同じ扱いとなり、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に算入されません。

また、ケガや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

保険料の納期限は、通常の保険料と同じく翌月末です。また、納期限から2年が経過すると時効により納めることができませので、ご注意ください。

納付書がお手元でない方は、草津社会保険事務所にご連絡ください。

一部納付	保険料額（平成20年度）
1/4 納付（3/4 免除）	月額 3,600円
半額納付（半額免除）	月額 7,210円
3/4 納付（1/4 免除）	月額 10,810円



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線 57784

草津社会保険事務所 国民年金業務課

☎ 077156712220

医療費を節約しましょう！



医療費は年々増えており、医療費の増加が国保の財政を圧迫しています。

医療の受け方や生活習慣を見直すだけで医療費を節約することができます。日ごろから健康づくりや上手な受診を心がけましょう。

上手な受診で医療費節約！

- 同じ病気でお医者さんをあちこち変えないようにしましょう。
- 時間外、休日受診はなるべく避けましょう。
- 薬をたくさん欲しがるのはやめましょう。
- かかりつけ医を持ちましょう。
- 定期的に健診を受けましょう。
- お医者さんを信頼して、指示を守りましょう。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線 57784

国民健康保険税の年金天引きが10月から始まります

世帯内の国保加入者が全員65歳74歳の場合には、10月から国保の保険税が世帯主の年金から天引きになります。ただし、次の場合は保険税の天引きは行われません。

- ・世帯主が国保加入者でない
- ・年金が年額18万円未満である
- ・介護保険料と合わせた額が、年金額の2分の1を超える

また、これまで保険税を滞納することなく納付している世帯については、申し出をすることで、年金天引きをやめて、口座振替による納付を選択することができます。詳しい内容は、役場税務課住民税担当までお問い合わせください。



◆問い合わせ先

税務課 住民税担当

☎ 6570 有線 5093